長野県

担い手情報

第44号
（令和７年８月）

農業再生協議会
担い手・農地だより

（農）会田共同養鶏組合 組合長理事 上村博文さんと役員の皆さん
（真中が組合長理事の上村博文さん、左右は役員の皆さん）

“松本市四賀で環境に配慮した飼育方法と「耕畜連携」による国産飼料の活用を推進し、地域農業振興に貢献する大規模養鶏経営を実践”

（農）会田共同養鶏組合

松本市四賀

会田共同養鶏組合はアニマルウェルフェアに基づいた環境に配慮した飼育方法と「耕畜連携」による国産飼料の活用を推進した養鶏を実践。これらの成果が認められ、平成27年11月の『全国優良畜産経営管理技術発表会』で最優秀賞の農林水産大臣賞の受賞に加え、第55回農林水産祭畜産部門で「内閣総理大臣賞」を受賞。

今後は、地域計画による「耕畜連携」をさらに推進し、これまでの県内産飼料米の活用に加え、新たに飼料用トウモロコシの活用を促進し、飼料自給率の向上とこれらの圃場に自らの鶏糞堆肥を施用してもらうことで、循環型農業による地域農業への貢献を目指している。

Index

●認定農業者 「(農)会田共同養鶏組合」
●県・地域の動き 「南信州・担い手就農プロデュース」ほか
●農業経営セミナー 「農業の法人化について」
●インフォメーション 「農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ」
●支援の窓 「農業経営者総合サポート事業について」

認定農業者　(農)会田共同養鶏組合

環境に配慮した飼育方法と「耕畜連携」による国産飼料の活用を推進し、地域農業振興に貢献する大規模養鶏経営を実践

アニマルウェルフェア（快適性に配慮した家畜の飼養管理）に基づく環境に配慮した飼育方法と、国産飼料の活用にこだわった経営を展開し、今後、更なる「耕畜連携」の推進による県内産飼料の活用を目指す会田共同養鶏組合を紹介します。

農業経営の概況

従業員数は八五名、飼養羽数三〇万羽で県内最大規模の採卵鶏の養鶏経営です。

施設は、鶏舎が平飼い用鶏舎一四棟、ケージ鶏舎一九棟で内四棟が最新のウインドレス鶏舎（自動換気付）で、飼養形態に対応した多様な鶏舎を持っています。

また、原料を養鶏向けの飼料に加工する飼料製造工場一棟（第一種承認工場）や、「たまご」を販売するために洗浄、乾燥、検査、計量してパック詰めを行うGPセンターを二棟持っています。

さらに、地元で栽培した飼料用米を活用するための、飼料用米の倉庫が二棟、鶏糞を処理する施設（鶏糞乾燥、燃焼装置）があり、平成二三年には、六次産業化の拠点となる直売所「たまごの駅」も設立しました。

このように、卵を生産・販売する全ての工程を自らで賄うことができる組合組織となっています。

農業経営の経過

会田共同養鶏組合は、現在も会長理事として相談役の立場で経営を支えている中島学氏（九五才）が地元JAで畜産の営農技術員として、養鶏農家の営農指導を通じて、四賀会田地域における畜産の経営基盤を確立するために活動したことが起点となっています。

その成果が表れてきた就職後一〇年目の昭和三八年に、指導してきた数戸の養鶏農家とともに、更なる養鶏経営の発展を目指し、農事組合法人を設立したのが組合の始まりです。その後、紆余曲折はありましたが、規模拡大を図り、当初、二〇〇〇羽の飼養規模を、現状三〇万羽まで拡大させました。

養鶏経営では収益を向上するために、採卵鶏の飼養羽数を極限まで拡大し、スケールメリットにより、安価な卵でも利益を確保するというのが全国のトップの養鶏家の主流の考えでしたが、地域の自然や環境の維持に興味を持っていた中島氏は、この考え方に同調せず、「養鶏家もその生産した卵を食べる消費者もすべてが健康で幸せになれるユートピアを目指す」という理念から、経済性優先のコストを意識した大規模な企業的な養鶏ではなく、食の安全に対する意識の高い都市消費者をターゲットに絞り、食の安全に徹底的にこだわった養鶏経営を行なうという経営方針を取りました。

このため、全国では一〇〇万羽以上の大規模養鶏経営体が珍しくない中で、あえて中規模の三〇万羽の飼養羽数としています。それでも、県内最大規模の養鶏の経営体であり、飼料や資材高騰等昨今の厳しい畜産情勢の中でも、売り上げ二五億円という県内の畜産経営体の中でもトップクラスの実績を誇っています。

農業経営の特徴

(1)食の安心・安全を意識した取組

組合では、価格優先ではなく、食の安心安全にこだわる消費者を対象とし、以下の内容を実施しています。

①食の安全にこだわった飼料の給与

高価で取引も難しいとされる非遺伝子組み換え飼料や、外国からの輸入飼料ではなく国内産の飼料米などを自家配合し、飼料として利用しています。

この飼料米を組合の養鶏場の鶏糞を施用し栽培することで、飼料自給率の向上への貢献と地域循環型農業の推進を目指しています。

地元で栽培した飼料米を会田共同養鶏で利用するための飼料米倉庫

②アニマルウェルフェアを考慮した飼育形態

飼育方法についても、健康な環境で育った鶏の卵は、栄養価も高く安心・安全な卵であるという考えのもとに、経済効率優先で主流の飼い方になっている狭い空間で飼育する「ケージ飼い方式」ではなく、飼育空間が広く、鶏がのびのびと健康的な環境で飼育される「平飼い方式」に取組んでいます。

放し飼いの平飼い鶏舎、鶏がゆったりした環境で飼育される

平飼方式は、鶏同士の競合があり飼育密度が低いので、鶏一羽が生む卵の生産性が低下する等の課題や技術的に難

しい部分もありますが、試行錯誤しながら、大規模でもある程度生産性を向上させることに成功しています。

また、平飼い方式では雄を入れ、よりストレスの少ない自然に近い状況で有性卵の生産ができるため、一羽当たりの産卵量は少なくても、付加価値の高い卵を生産することができます。

⑵経営面での工夫

①飼料費軽減及びこだわりの飼料利用を実現する自前の飼料工場

畜産経営のコストは、飼料代の占める割合が高く、かつ、食の安全にこだわる飼料を給与すると、更に飼料代は高くなり、通常の飼料会社からの購買では高コストとなります。

これに対応するために、八〇〇〇万円をかけて養鶏農家では数少ない、自前で飼料を製造できる当時最新の飼料工場を建設しました。これにより、飼料原料の購入に係わる関税の無税化のメリットを得ることができるようになりました。

また、原料を自らで確認して仕入れ、配合し、飼料を作ることができ、飼料米など地元で生産したものを飼料会社を経由せず直接持ち込みで利用できるので、消費者が求める非遺伝子組み換えの安心・安全な飼料を確実に供給できるというメリットがあります。

このように、飼料工場は組合の経営理念を支えている重要な施設となっています。

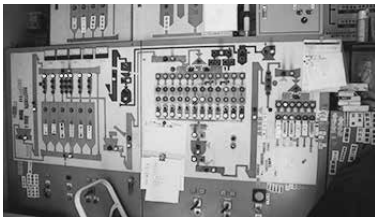

会田養鶏の飼料工場（上）と内部の自家配合システム（右）

②家畜防疫でのリスク管理

養鶏にとって最大のリスクは、鳥インフルエンザを始めとする家畜伝染病であるため、外部からの侵入防止対策を徹底しています。

敷地周囲の石灰散布による消毒はもちろん、関係者の運搬車両が敷地内に入る時には、必ず自動消毒噴霧器のシステムを利用して消毒します。

また、元養鶏農家の方を雇用し、農水省の定める農場危害分析重要管理点（HACCP）方式を導入し、平成二四年に農場 HACCP 認証を習得し、更なる衛生管理の徹底を図っています。

③六次産業施設による地域振興と経営体質強化

地産地消による地域農業の活性化を理想とし、六次産業化の拠点となる直売所「たまごの駅」を安曇野市の観光地に設置し、自家産の平飼い卵や成鶏肉を味付けした加工品等を販売しています。

直売所「たまごの駅」の外観と直売している自家産卵（安曇野市穂高）

飲食スペースでは、自家産卵を利用したシンプルな「たまごかけごはん」や「卵焼き」などの卵料理を提供しており、生産者の営む直売店として、卵の新鮮さや濃厚な味わいが受け、地元の方だけでなく観光客にも好評を得ています。

今後の展望

経営トップの上村博文組合長に、今後の展望をお聞きしました。

組合では、これまでも国内産の飼料利用を推進するために、耕畜連携による飼料米の利用を拡大してきましたが、採卵鶏の飼料としてエネルギーの補給に欠かせないトウモロコシ（非遺伝子組み換え）は外国産を利用してきました。

また、取引のある生活クラブ生協からは、以前から「国産飼料一〇〇％で育った鶏の卵がほしい」との要望が寄せられていましたが、国内での飼料用トウモロコシ栽培は、コスト面や湿害等の栽培面での課題があり、耕種農家での取組がない状況でした。

こうした中、ここ数年の円安やウクライナ情勢等により、輸入トウモロコシの価格が高騰したこともあり、国等の研究機関が国内産の飼料用トウモロコシ栽培の試験に取組み始めました。栽培者の耕種農家にとっても麦・大豆体の輪作体系としてのメリットがあることから、国内でも徐々に取組が始まってきました。

これらの状況をチャンスと捉え、組合では、三重県や滋賀県の耕種農家と契約し利用を始めました。

また、県内でも飼料用トウモロコシ栽培が一部の地域で始まり、本年、四〇トンほどではありますが、初の試みとして契約栽培の取組をスタートしました。

今後の経営方針としては、消費者の嗜好及び食料自給率向上という国家的な課題に対応するためにも国内産飼料の利用を更に拡大する方針で、これまで使用してきた飼料米に加え、飼料用の子実トウモロコシの利用を拡大し、国内産飼料一〇〇％の卵を拡大していきたいと考えています。

このため、県内でも、市町村が策定した地域計画の取組の中で、農地を維持するための新しい品目として飼料用トウモロコシの栽培をしてもらい、その受け皿として、会田共同養鶏組合を活用してほしいと、期待を述べられていました。

（担い手・農地部会　事務局長　砂場）

県・地域の動き

「南信州・担い手就農プロデュース」による就農促進と研修制度

1　南信州農業の特徴

南信州は、長野県の南部に位置する天竜川の河岸段丘に挟まれた中山間地域です。その気候条件を活かして様々な果物、野菜ほか農畜産物が栽培されています。一年のなるべく長い期間で農業が営めるように、温暖な栽培条件を活かして多くの品目が栽培されています。

2　南信州・担い手就農プロデュースとは

農業の担い手・後継者不足は、この地域にとっても深刻な課題となっています。

本プロデュースは、南信州地域内の全一四市町村（就農・移住担当）と県組織、JAみなみ信州で組織されており、連携・協働して地域農業を守るために農業の承継、新たな農業者の発掘確保に取り組んでいる組織です。活動内容は、移住、就農相談・研修、就農・そして地域のニューリーダーになるまでをプロデュースする組織で、平成二九年一一月に設立されました。

プロデュースでは、定期的に内部会議を開催し、移住、就農の情報共有や事業検討を行っています。独立就農に向けた支援だけでなく、地域内の農業法人とも連携し、農業及び関係事業への就業についても支援を行っています。

3　研修制度の特徴・考え方

研修目的は、栽培の基本と基礎を学び、身につけるための研修です。研修できる品目は、主にJAみなみ信州における農産物の中で、生産者数、出荷数量、販売金額の多い品目の「市田柿」、「夏秋きゅうり」を選定しています。

●研修生の募集内容について（募集条件）

・就農に対する意欲と決意を持ち得る者（現職等からの単なる転職ではないこと）。
・農業、農家の承継（後継者）を目指す者。
・上記の者で、JA、市町村との複数回以上の事前面談や事業参加がある者。
・年齢：原則として一八歳～五九歳。※地域おこし協力隊型の場合、市町村により採用基準あり。

●採用について

書類選考通過者に対し、JAと市町村による採用面接。採用人数は毎年若干名。

4　研修施設「株式会社市田柿本舗ぷらう」での研修

研修採用となった場合、市町村の地域おこし協力隊の身分で研修に入るか、条件が合わなかった場合は「就農準備資金」を得ながら二年間研修します。

本年設立八年目を迎え、七期生六名と八期生六名が研修中で、六期生まで二九名が修了し就農しています。研修一年目は指導者の下、一年間の流れを身に着け、二年目は後輩へ指導しながら栽培管理をするため自分の技術研鑽となっています。

5　研修から就農定着が上手に行われている理由

研修期間中には市町村と濃密に連携をとり、住宅、農地の確保を図っています。このため、二年間の研修を終了した後は、スムーズに就農ができています。さらに、就農後のアフターケアもJA担当者による巡回指導により、生活・栽培技術などのサポートがされています。

（南信州農業農村支援センター）

JA指導チーフによる研修講座
（市田柿の栽培技術講習の様子）

南信州担い手就農ナビ

地域計画実行一年目における見直しの留意点について

1　地域計画について

本県では、三月末までに七十七市町村で四百四十四計画が策定され、各市町村において地域計画の実現に向けた取組が行われています。また、地域計画は、農用地の利用のあり方に関わる変更や担い手の追加等にあわせて随時見直しを行うこととされています。

現在、国の補助事業や制度資金の一部では、目標地図に位置付けられていることを要件とするものがあり、その数は令和六年度補正と令和七年度当初予算に関するものでおよそ八十事業（令和七年七月現在）にのぼります。

対象となる補助事業の一覧は、以下の農林水産省ホームページに記載がありますので、ご確認ください。

※補助に係る要件等については、必ず各事業の交付要綱等をご確認ください。

【農林水産省ホームページ】
https://www.maff.go.jp/

j/keiei/koukai/attach/pdf/chiiki_keikaku-152.pdf

そこで本稿では、国の補助事業や制度資金（以下、「補助事業等」）の活用を検討している担い手の皆さんの目線から、地域計画の見直しにあたっての留意点について見ていきたいと思います。

2　地域計画の見直しにあたって注意したいこと

⑴自身が目標地図に位置付けられているか

まず、自身が目標地図に位置付けられているか確認してください。ご自身が目標地図に掲載されているか不明な場合は、市町村の地域計画担当窓口へお問い合わせください。

補助事業等の活用を検討していて、目標地図に位置付けられていない場合は、速やかに市町村の地域計画の担当者に相談を行い、目標地図に位置付ける手続きをとってもらうようにしてください。

⑵補助事業等の活用時期から逆算して余裕を持ったスケジュールになっているか

目標地図を含む地域計画は、市町村において最低年一回程度見直しが行われますが、見直し頻度やタイミングは市町村ごとに異なります。

また、地域計画の変更（見直し）には、二週間以上の期間を要することがありますので、ご自身が活用を検討している補助事業等の申請スケジュールから逆算して充分に余裕をもって市町村へ相談を行うようにしましょう。

3　市町村へお願いしたいこと

目標地図に位置付けられていない担い手から補助金等の活用について相談があった場合は、できる限り速やかにご対応いただきますようお願いします。

（長野県農政部農村振興課）

地域計画の実践に向けた特別研修会が開催されました

地域計画の初年度の実践を推進するために、令和七年六月、キーマンとなる県下の農業委員会長を対象に地方考夢員®研究所代表で「地域計画推進アドバイザー」として、全国の市町村で講演・支援活動をしている澤畑佳夫氏（連絡先 E-mail s-gonta@ozzio.jp）による講演「何を残し、何を手放し、何を新たに創っていくのか！」の特別研修会が行われました。地域計画実行に向けて大変参考になる内容であったので、その概要について紹介します。

1　地域計画の策定における課題

今年三月末までに全国で約二万地区、地域計画が策定されました。本年度からは計画の「ブラッシュアップ（磨き上げ）」の取組が始まっています。

現場からは、「計画を作ったが、これから何をすべきかわからない」という声が一部で聞かれます。形式的に地域計画が作成され、真に地域の将来を見据えた話し合いが不足している実態が伺えます。

計画策定のプロセスにおいて地域住民が「将来像」について十分に話し合い、地域が主体的に作ることで、責任感が生まれます。行政提案型により、一回の会議だけで決定したケースもあり、これでは、他人事になってしまい、本気度も伝わりません。

2　地域計画を適正に実行するために留意すべき事項

⑴地域計画を具体化する思考とは

地域計画の個々の事業を具現化するには、まず、足元の体制を固めなければなりません。合意形成の手法として、これまでは「プレゼンテーション型」が主流で、行政が提案し住民に説明・説得する方法が多く用いられました。今後、このやり方では機能しなくなります。地域住民とともに考え、地域を巻き込んだ計画でないと成功しません。

成功には「目的の共有」と「熱意」が欠かせず、「役割分担」より先に「意思統一」が重要と考えます。こうした取組の全国優良事例としては、沖縄県の中城村、愛知県の蒲郡市などがあります。

⑵地域計画に係る関連事業

地域計画達成の手法の一つとして、農家負担なしで進められる「農地中間管理機構関連農地整備事業」の活用が全国的に注目されています。これを活用した長野市綿内東町地区の事例は先進事例の一つでありますが、住民の合意形成を丁寧に行い、対話を重視されました。

このように行政主導でなく、地域主導で行うことがこれらの事業を活用するポイントになります。

⑶地域計画の成功の秘訣について

地域計画の成功の秘訣は、「出来るか出来ないか」でなく「やるか、やらないか」であります。「やりたい」ではなく「やる」という覚悟と熱意がなければ実現しません。

「地域を元気にするのは、地域住民自身」であり、「今ある資源をどう活かすか」、「何を残し、何を手放し、何を新たに創っていくのか」を地域で共に考え、行動に移すことが「鍵」となります。

（長野県農業会議）

農業委員会長を対象とした特別研修会のようす

農業の法人化について
～法人化による経営の変化～

長野県農政部農業技術課　副主任専門技術員　相田　みさき

二〇二〇年農林業センサスでは、長野県内の農業経営体数は四二、七七七経営体で、そのうちの二・六％にあたる一、一三二経営体が法人経営体です。前回調査と比べると農業経営体数は減少したものの法人経営体数は増加しており、これは全国でも同様の傾向が見られます。農業従事者の高齢化や担い手への集積による規模拡大が進む中で、今後も法人化する経営体は増えることが予想されています。

前号では法人化を進めるうえでの留意点の説明がありました。そこで、今回は法人化により農業経営に起こる変化をご紹介します。

変化１「人材確保」

優秀な人材の確保は法人でも個人でも、大きな課題です。

近年の求職者はハローワークや求人情報サイトで情報収集し、職種よりも正社員、正職員での就労を重要視する傾向が強いと言われています。併せて、長野県の有効求人倍率は一を超えており、求職者に対して求人が多い状態です。

つまり、一部の農業専用求人情報サイトを除けば、あらゆる職種での就業を考えている求職者に対し、他産業と同等の社会保険や福利厚生などの就業条件を提示したうえで、選んでもらう必要があります。

もちろん、個人でも社会保険や福利厚生を充実させることは可能です。

ただ、一般的に法人と個人では社会的認知度や信用度に差があるため、同じ条件であれば法人の方が優秀な人材を確保しやすいと言えます。

変化２「人材育成」

親族やパート雇用のみの場合は、人材育成は後回しになりがちです。ただ、法人経営では人材育成は経営発展のための重要な項目です。従業員の能力が上がれば、経営者が常にほ場や従業員の管理を行う必要がなくなり、経営方針の検討や地域貢献に時間を使えるため、結果として経営発展につながります。

法人化を機に人材育成に力を入れた法人Ａでは、就農希望者を従業員として雇用し、栽培技術や農業経営に必要な知識やスキルを習得する研修体制を整備しています。従業員は雇用中に独立資金を準備できることから、独立後は地域農業の即戦力となっています。この取組により法人Ａは人材育成に優れた法人として社会的信用を得ています。

変化３「信用力の継承」

個人経営の場合、個人が取引や契約を行うため「長野太郎さん」の農産物が販売先から信用を得ている状態です。そのため、後継者に経営継承をする場合、資産や契約関係の手続が煩雑なだけでなく、後継者は自分の名前で改めて信用を得る必要があります。

対して、法人は法人名義での取引や契約を行うため、信用を得ているのも法人名であり、後継者は元からある信用も一緒に引き継ぐことが可能です。

もちろん、法人だから信用されるわけではなく、それまでの積み重ねが重要ですが、積み重ねた信用を次の代にも継承することで安定した経営が可能になります。

まとめ

法人化の最大のメリットは、社会的信用を得ることと経営者の意識変化を促すこともいえます。社会的信用を得て、それを引き継ぐことは優秀な人材確保や販路開拓、金融機関からの融資に有利に働くだけでなく、法人として経営を継続していく意思表示にもなります。

また、経営者が経営全体、従業員の雇用や人材育成、雰囲気づくりを意識することは、従業員の安心にもつながります。

ただ、これらは経営改善や環境整備等の努力を継続してこそ得られるものでもあります。

農業経営者総合サポート事業では現在の経営状況を基に法人化のタイミングやメリット・デメリットを専門家に相談することができます。

法人化を検討する際は、この事業の相談窓口である各農業農村支援センターにぜひお声がけください。

INFORMATION 令和７年度農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ

経営管理能力の向上や経営の発展に必要な知識習得を図るためのセミナーを開催します。

【開催期日・研修内容等】

回・期日	時間	研修内容・講師
第１回 令和７年 12月12日(金)	10：00～ 12：00	「農業の法人化」 講師：相田 みさき 氏（長野県農業技術課副主任専門技術員）
	13：00～ 15：00	「農業法人の税務」 講師：ミカタ税理士法人　上田支店 支店長　税理士　野口 英理 氏（税理士）
第２回 令和８年 １月16日(金)	10：00～ 12：00	「農業経営の労務管理と社会保険制度」 講師：社会保険労務士法人 福島事務所 共同代表　福島 公夫 氏（特定社会保険労務士）
	13：00～ 15：00	「経営改善計画」 講師：㈱百一姓 代表取締役社長　羽場 権二 氏 （上級農業経営アドバイザー）

【開催方法】Zoom による Web 開催

【対 象 者】認定農業者、農業法人、集落営農組織、地域農業再生協議会（市町村・ＪＡ・関係機関・団体の担当者）等

【申し込み方法・期限】

・ＦＡＸ、Ｅメール等で、**第１回：令和７年12月５日㈮、第２回：令和８年１月８日㈭**までに**【問い合わせ先】**に申し込んでください。

・受付後に当日の web 情報をお送りしますので、送信先のメールアドレスを必ず記載してください。

【問い合わせ先】長野県農業再生協議会　担い手・農地部会　担当者：事務局長　砂場洋次

住所：〒380-0826　長野市大字南長野北石堂町1177－3　JA 長野県ビル 11 階（長野県農業会議内）

Ｅメール：24ninaite@nca.or.jp　電話：026－225－9642　FAX：026－219－2953

【そ の 他】長野県農業再生協議会（担い手・農地部会）のホームページに詳細等を掲載する予定です。

農業農村支援センターの「令和６年度 普及活動アルバム」をご覧ください

長野県ホームページに、各農業農村支援センターの令和６年度の主な普及活動の内容を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

（こちらの URL にアクセスをお願いいたします。QR コード（右）もご利用ください。）

https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/aec/katsudo.html

（長野県農政部農業技術課）

支援の窓

あなたの経営の課題を、専門家と一緒に解決しませんか！

～令和７年度農業経営者総合サポート事業について～

長野県では、平成 30 年度から中小企業診断士等の専門家とともに農業者の課題解決を支援する「農業経営者総合サポート事業」を実施しています。

専門家派遣にかかる農家負担はありません。

現在抱えている経営課題がありましたら、最寄りの県農業農村支援センターへお気軽にご相談ください。

本号では、事業紹介および主な支援事例をご紹介します。

1　事業紹介

あなたが抱える経営課題の解決に向け、現地関係機関（県農業農村支援センターや市町村等）で構成する伴走支援チームが支援をします。農業経営の改善や法人化、円滑な継承等、専門的な知識が必要な課題に対しては、「専門家」として中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、農業法人の経営者等の派遣を行い、課題解決に向けて必要な助言・指導等を行います。

2　支援事例

	事例１	事例２	事例３	事例４
課題	労務管理の方法、農機具や農薬等の整理整頓の方法、栽培計画の立て方等	法人化に伴う雇用環境整備について	法人の設立について	経営継承にかかる税務・決算整理等について
支援内容（アンダーラインは派遣された専門家）	先進農家の派遣により、現場での実例を紹介し背景や手法を説明	社会保険労務士の派遣により、これから法人化する際に必要な雇用環境の整備について支援	中小企業診断士の派遣により、法人化に関する支援および現状の経営状況を分析	税理士の派遣により、経営移譲のタイミングで税務面の支援
農家の感想	仕事の導線から整理整頓の重要性を直に感じることができ、今、自分たちに何が足りないかを考えることができた。	給与計算、社会保険、労災保険加入方法や仕組みなどを丁寧に説明してくれ、不明瞭だった部分が理解でき、安心した。	現在の問題点をはっきり指摘してもらい、ぼんやりとしていた問題が明確になった。	相続や事業承継、日頃の税務管理まで、幅広い視野で説明してくれ、非常に有意義な時間だった。

（長野県農業経営・就農支援センター：長野県農政部農村振興課）

長野県農業再生協議会「担い手情報」担い手・農地だより 第 44 号　令和 7 年 8 月
編集･発行／長野県農業再生協議会担い手･農地部会 長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル 11F（農業会議内）
電話／ 026-225-9642　FAX ／ 026-219-2953　E-mail ／ 24ninaite@nca.or.jp
ホームページアドレス　http://www.naganokaigi.com/ikusei/index.php